

公益財団法人  
全国法人会総連合  
会長 小林 栄三 殿

国税庁長官官房企画課長  
永田 寛幸

### 税務関係書類における押印義務の見直しについて（周知依頼）

税務行政につきましては平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定され、税務関係書類の押印の見直しについて、以下の方針が示されました。

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

(注1) 国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する。

(注3) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

この閣議決定に基づき、全国の税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととします。

貴総連合におかれましては、本件方針につき、各都道府県連及び各単位会の皆様にも御周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【連絡先】

国税庁企画課企画1係 村山、吉岡  
電話：03-3581-4161(内 3549、3598)